

## 独立行政法人統計センターに関する省令の一部改正について

### 1 改正の趣旨

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条において、「独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。」とされている。

独立行政法人統計センターに係る主務省令である、独立行政法人統計センターに関する省令（平成 15 年総務省令第 2 号。以下「省令」という。）では、第 9 条第 1 項において、「センターの会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。」とした上で、同条第 2 項で「金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）第 24 条第 1 項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」と定めている。

今般、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴い、金融庁組織令第 24 条第 1 項に規定する企業会計審議会が、同令第 34 条第 1 項で規定されることに伴い、同令第 24 条第 1 項を引用する省令第 9 条第 2 項を改正するものである。

### 2 改正内容

第 9 条第 2 項中「第 24 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改める。

### 3 施行期日

公布の日（金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和 8 年 8 月 7 日））